検察庁事務章程の一部を改正する訓令

検察庁事務章程（昭和60年法務省訓令第１号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（公文書監理官） **第６条の２**　最高検察庁に公文書監理官を置き、最高検察庁の検察官のうちから、法務大臣が命ずる。 ２　公文書監理官は、検事総長の命を受け、検察庁の公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。	［条を加える。］
（専門職） **第14条**　最高検察庁及び高等検察庁においては事務局又は部に、別表第１に掲げる地方検察庁においては事務局又は総務部に、それぞれ専門職を置く。	（専門職） **第14条**　最高検察庁及び高等検察庁の事務局及び部に専門職を置く。
［２・３　略］	［２・３　同左］
（統括検務官） **第18条**　地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁に統括検務官625人を置く。ただし、別表第１に掲げる地方検察庁においては総務部に、同表に掲げる区検察庁においては総務部及び道路交通部に、それぞれ置く。	（統括検務官） **第18条**　地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁に統括検務官616人を置く。ただし、別表第１に掲げる地方検察庁においては総務部に、同表に掲げる区検察庁においては総務部及び道路交通部に、それぞれ置く。
［２～５　略］	［２～５　同左］
（統括捜査官） **第22条**　地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁に統括捜査官724人を置く。	（統括捜査官） **第22条**　地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁に統括捜査官732人を置く。
［２～４　略］	［２～４　同左］
別表第１（第４条、第５条、第14条、第16条の２―第19条関係） ［略］	**別表第１**（第４条、第５条、第16条の２―第19条関係） ［同左］
別表第３（第10条関係）	**別表第３**（第10条関係）

検察庁	事務局及び部	課及び室
［略］		
横浜地方検察庁 さいたま地方検察庁 千葉地方検察庁	事務局	総務課 人事課 会計課
京都地方検察庁 神戸地方検察庁 名古屋地方検察庁 広島地方検察庁 福岡地方検察庁 仙台地方検察庁	総務部	企画調査課 情報システム管理課 監査室

検察庁	事務局及び部	課及び室
［同左］		
横浜地方検察庁 さいたま地方検察庁 千葉地方検察庁	事務局	総務課 人事課 会計課
京都地方検察庁 神戸地方検察庁 名古屋地方検察庁 広島地方検察庁 福岡地方検察庁 仙台地方検察庁	総務部	企画調査課 情報システム管理課 監査室